

チーム ワークアップ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「チーム ワークアップ」と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都杉並区和泉~~XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX~~に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都杉並区高円寺~~XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX~~
~~XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX~~内に置く。

(目的)

第3条 この会は、すぎなみ地域大学および協働推進課からの業務委託を遂行することを目的とする。

2 前項のほか、NPOのサポート事業・街づくり・地域のネットワークの構築・地域経済発展の活動事業を目的とする。

(本会の活動内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

1. すぎなみ地域大学および協働推進課との講座・イベントの企画・運営事業。
2. NPOサポート事業。
3. 商店街・地域活性化事業。
4. 街づくり・地域ネットワークの構築
5. 福祉・教育・文化交流事業。

第2章 会の組織

(会員)

第5条 この会の会員は、本会の目的に賛同して活動を推進するために入会した個人・団体とする。この会は、次の6名の会員でスタートするものとする。

1. 岩崎 彰宏
2. 清水 孝夫
3. 大岩 高
4. 窪田 耕治
5. 鈴木 良一
6. 浦 宗一郎

(役員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

代表1名、副代表1名、会計1名、監査1名、総務1名、広報1名 とする。

(入会)

第7条 この会への入会は、すぎなみ地域大学の卒業生であること。

代表・副代表の承認を必要とし、現行会員の2/3以上の承認を必要とする。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は役員会で行う。役員の任期は2年とする。再選を妨げない。

第3章 会議

(種別)

第9条 この会の会議は、役員会及び会員連絡会の2種とする。

(役員会の構成)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第11条 役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(役員会の開催)

第12条 役員会は、通常月1回開催する。

2 必要に応じて随時行うものとする。

(役員会の議長)

第13条 役員会の議長は、その役員会に出席した役員の中から選出する。

(役員会の議決)

第14条 役員会における議決事項は、その役員会に出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(会員連絡会の構成)

第15条 会員連絡会は、正会員をもって構成する。

(会員連絡会の機能)

第16条 役員会の議決事項の周知徹底を行うものとする。

第3章 資産

(構成)

第17条 この会の資産は、次の各号に掲げたものをもって構成する。

- (ア) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (イ) 入会金及び会費
- (ウ) 寄付金品
- (エ) 財産から生じる収入

(オ) 事業に伴う収入

(カ) その他の収入

第4章 会計

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月21日に始まり、翌年4月20日に終わる。

(報酬)

第19条 この会は、すぎなみ地域大学の業務委託に関する報酬の分配は、案件ごとに役員会で協議し、決定するものとする。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第20条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第21条 事務局長及び職員の任免は、代表が行う。

(組織及び運営)

第22条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の決議を経て、代表が別に定める。

第6章 雑則

(細則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の決議を経て、代表が別に定める。

附 則

1. この会則は、この会の成立の日平成24年4月21日から施行する。

2. この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表	岩崎 彰宏
副代表	清水 孝夫
会計	大岩 高
監査	窪田 耕治
総務	鈴木 良一
広報	浦 宗一郎

3. この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	2,000円
	賛助会員 (個人・団体)	1,000円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	1,000円
	賛助会員 (個人・団体)	2,000円

以上